

コメント

社会保障研究所監事 庭田 範 秋

私もここに諸先生の発表につきコメントするに際し、ただただ内容を結構だ、立派だと賛成するだけではさすがに駄目で、さればとて1回聞いただけで、しかも短時間にしかるべき論評、場合によっては批判まで論述せねばならぬことのいかに難しいかを痛感致しております。さらにいえば、諸先生の発表はそれぞれ専門的で高水準で、なかなか切り込む隙もありませんで、これは先ほど宮島先生の申されたとおりです。

とはいえ、コメントするのが本日のこの場での私の責務でありますので、そこは失礼をも顧みず、率直に申させていただきます。これことごとく学問進歩のゆえとでもお考えいただき、何とぞ私の発言の不備・不十分、ゆきすぎなどがありましたらご寛容を前もって願ひ上げます。

まず山崎先生のところですが、大変きちんとしたレジメをご用意いただき、大変ありがたく思いました。これに沿いつつ、自分なりに今日の発表と重ねまして、感じたところを申し上げます。山崎先生は年金の行政的手法というか、年金改正の技法についての知識では、抜群ではないか。つまり改正をめぐる実態とその内容の把握では抜群でしょう。私などはどうにもクサビの打ち込む余地がないというような実感もちました。ただまあえて申せば、私の世代（昭和ひと桁、それも前半）というのは、どうしても哲理とか本質とか、学術の方法論とか体系とかと、つねにひとひねり、学問とか生き方とかで前置きの理屈を述べる、ということは、ことによると古いタイプの学者・研究者となりそうですが、本質論であるとか、理念論とか、基礎理論とか、そういうことをいいながら習性をもっております。プラグマティズムにはなりきれません。

その私が山崎先生の本日発表の各面の内容を聞きますと、まず公的年金の一元化ということが、これはレジメのなかにもありますけれど、各種年

金間の財政移転による、つまり資金融通による、一種の財政・収支の調整措置のための一元化、こういう言葉が4頁あたりに出てくるところです。私は一元化というのは年金財政の手当てをするためのものというだけでは不十分で、それではあまりに一元化というものの次元が低すぎないかと思う。これほど各界から声高にいわれ続けているにしてみれば。この程度の一元化なら、何も一元化という言葉をやや使わなくても、年金の大改正という表現に置き換えればそれで十分で、むしろ分かりやすいとされるのである。私は一元化というもののなかには、もう少し大きな理想、希望というか、野望とでもいうに値しそうな、あるいは年金をめぐる抜本的な大改正を遂行するに足るエネルギーというようなものを感じたいと、常々そう思っております。そういう観点から致しますと、山崎先生の調整措置というような意味、財政調整的な手法の展開を意味しそうなことでの一元化というのには、少しあき足りない感じをもっております。

もともと給付と負担の公平、そしてそのための財政調整とか、財政対策という言葉があまりにしばしば、どこでも聞かれますが、これはいささか裏めいた見方をしますと、財政問題対策のために、その手段や方法として、給付と負担の公平化なるひとつの流れを利用するという、上手に援用するという厳しい見方をする方々も年金研究者の一角には存在し、その主張も必ずしも弱いものではないと見てとれます。このへんのところをひとつ解き明かしていただけたら、実際の動きにのって理論的にご説明願えたらよりありがたかったと思えました。なにしろこの問題は理屈だけでは割り切れないところがありそうですから。

また山崎先生の言葉のなかに、応能負担という言葉が盛んに出てきましたが、いま所得把握が社会的にはなかなか正確にいかない、そのために税

の不平等・負担の歪みということがいわれておりますときに、応能負担の能の、所得の正確把握ということがそんなにいっぺんに可能なのか。本当に正確を期しうるのか。可能ならなぜ今日このときに、国民の税金への不満の高まりが極限にきつたあるこのときにやらないのか。何といってもサラリーマンがいちばん税負担で損をしている。その“うめき”に近い声は広く社会の隅々に満ち満ちているわけで、そこであまりに簡単に応能負担といってみたところが、実現性は非常に少ないのではなかろうかと思う。

また所得の高さのみの応能でいいのかどうか。これは宮島先生がいわれましたけれども、資産格差のようなものもあるのではないかと。応能負担の公平・公正はおそらくサラリーマンのところでのみ達成可能でしょう。それすらボーナスの問題など含めると、はたしてどうかな？ いろいろの点で応能という言葉は、ただ所得の格差という狭い意味にのみとられないで、現代においてはもう少し広い意味におとりくださるべきではなかろうか。給料に応じての応能負担だけだと、サラリーマンはますます損側に追い込まれてしまいます。

あるとき新聞を読みましたら、現代の若者はもはや「手鍋提げても」などという、そのようなクラシックな結婚観をもっておらない、いまの若い者は大変ドライであると、こういう批判めいた文章がありました。この批判こそ間違いだと思う。現代は最初に手鍋提げても夫婦は、死ぬまで手鍋提げても、決して土地付きのマイホーム（しかるべき条件下のマイホーム）をもてるわけでもなければ、つまり終生手鍋提げてもという環境から自力では、日常仕事への努力だけでは抜け出せない。だからこそ、「お前の親父は金持ちか」という聞き方を婚約に際してするのです（いま、テレビで受けているコマーシャルの一節）。

かかるわけで応能負担ということを書いておられるときには、その応能のよりどころをもう少し幅広く、しかして明確に示していただけると、われわれとしては“あき足りる”のだがというわけです。それにつけても現代日本の資産格差はあまりに大きすぎませんか。

総じて、本日の山崎先生の年金改正、年金の在り方に関する在り方や技法の点をめぐりましては、まことに見事だと思います。ただレジメの8頁のところに列記されている、さまざま並べられている、ここに丁寧に書き込まれているような諸改正をするには、それこそ微細にわたる改正を次々と成功・実施と実行させていくには、相当大きなエネルギーが必要です。そのエネルギーはやはり年金理念とか、理想に向けての情念とか、あるいは年金の基礎理論とか哲理とかの支え、巨大な推進力がなければできないであろう。そういう意味において改正技法をだんだんと突きつめ、突き進めていくと、やはりそこには年金哲学のようなもの、あるいは年金に関する基礎理念のようなものがなければならないのではなかろうか。

それにつけても山崎先生のはレジメがきちんと出ておりましたので、大変コメントしやすかったということはいえると思います。ずいぶんと得るところ多々でした。

次は西村先生についてですが、これも高度で、特殊性の強い研究発表で、コメントとなるとなかなか難しいところでした。そこで私なりの気のついた部分を指摘、そして述べさせていただきます。

さてしばしば西村先生は「老人の所得が大幅に上がれば」ということを、発表のなかで申されていた。ところが年金水準は抑制だということは前々回の年金改正ですでに決定済みです。平均標準報酬・平均所得の水準とされるものの69%です。老人の所得といえはたぶんその中心は公的年金だろうと思います。ですから老人の所得が大幅に上がればというような前提は、ほとんど不可能、少し度を過ぎていうと無意味なのではなかろうか。年金水準が抑制である。いま程度の年金水準が今後はただインフレ・スライドしていくだけの状態では、というふうに私などは考えざるを得ない。このへんのところで、何をもって老人の所得が大幅に上がれば、こういう要素がご議論のなかに組み込めるのだろうか？ そこをひとつくわしく知らされたいものですね。私はとても上がりたと思うのです。むしろ都市内の住宅費のアップなどで、公共料金の連年の引き上げなどで、むしろダウン

するのでは、その生活水準は、いささか実現不可能の前提条件と思えました。

またこれも先生が発表のなかで盛んにいわれた、「老人の収入が著しく上がると、負担感は軽減される」というのは、これはそれだけ抜き出せばそのとおりなのだが、そこで先生は医療における給付率を下げても、医療費などにはあまり影響がないではないか、だから給付率を下げるようなそんな方法で財政改革をしてみても、あまり効果がないと取れるようなご発言がありました。これもひとつひねって論させていただきますと、そんなに給付率を下げても医療の利用面で国民の皆さんが消極的にならないなら、つまり抑制効果が出ないのなら、ならばこの際給付率を下げたほうがいいのではないか。これから遠慮なく下げよう。どうせ下げたってみんなが医療を使うのだから。そして医療福祉は妨げられないのだから。その点に関しては医療福祉の後退にはならないだろうという、こういうような開き直ったいい方も出てくるのではなかろうか。

これは先生が例示されましたタクシーの場合とは事情が違う。タクシー料金が上がると、一時期皆さんが乗らなくなるけれど、あとまたすぐに乗りだすと申されましたけれども、私はタクシー代のアップ以来、自前では恥ずかしながら最近ほとんど、つまりいまだに乗らなくなっているの、必ずしもみんなが健忘症で、よって乗りだすというわけではないでしょう。

それと同様に、給付率を下げたり、一部負担を強化すれば、これを長期間内でだんだん積み上げていく過程で質的な変化をきたして、やはり医療費抑制の方向に動くのではないか。ただ、医療費抑制の方向に動くことが、医療に関する早期受診を阻害するということになると、これもまた問題で、そこで私は必ずしも一部負担を強化するのがいい方法・方向とは思っていないのですが、ただご主張のなかで、「給付率を下げても医療費の使用にはほとんど影響がない」と短絡的に結論づけられますと、それならば遠慮なしに給付率を下げようという、こういう方向に逆手を取られる心配があるのではないかと恐れたわけです。給付率

を下げ続ける過程で、医療自体も、その在り方も、内容も質的变化をきたすであろう。量の積み上げが質の変化につながっていく。

それからもうひとつ、先生のお考えのなかには、徹頭徹尾1人の人間のパターンで事が論じられていますけれども、ひとりひとりはあるいは先生のおっしゃったとおりの動きかと思う。しかしながら問題は、公的保障をめぐるひとりひとりの在り方だけではなくて、これから高齢者の層が厚くなって、数も膨大化して、その高齢者がほかの人(若・中年層)よりは医療費をたくさん使うのだとなると、先生のひとりひとりの立場に立っての論理に加えて、総体としての高齢者の医療費問題という、こういう視角が、見る角度がもうひとつなければならぬのではなかろうか。このへんのところが、僭越ながら私の気がついて不満に思ったところです。

今度は貝塚先生のお話にコメントをさせていただきます。先生から事前に先生のお書きになった「高齢化社会と公共部門」という論文のコピーをいただきましたので、これを昨夜一所懸命に読んできました。ところがきょうになると、違ったレジメが出てまいりまして、さてこそこちらも急いで拝見なくては、となりました。しかしきょうはきょうでこれまた一所懸命聞かせていただいて、自分としては大いに勉強になりました。

まず先生は労働への分配率を上げなくてはいかん、賃金の上昇ということでは最近ほとんど上がっておらない。労働組合は賃上げ闘争にもっと力を入れて、主力をそそいでしろということでしたが、賃金とか、労働分配率とかというのも一定の期間固定的な状態を続けると、それはそれでなかなか動かせない。なにせ社会の慣習となり、分配率そのものが一定の与件となってしまう。そういう意味では、それっ！ いま動かせといわれても、組合関係者のお方も大分困惑されるのではないだろうか。やはり高度成長とか、経済規模の大拡張とかの、そういう事態の変換がもう一度到来したときなどを契機にして、労働分配率の大幅な引き上げ、修正の交渉というものがはじめて可能化するのではないのでしょうか？ かかる意味にお

いて、なかなか上げろといわれても、おいそれと労働分配率は上がるものではないということを、私は悲観的に考えて申し上げたい。

それから先生のいわれた利潤部分と賃金部分の配分率をめぐるところ。私たちは大分以前から所得再分配のなかには、労働者間の横の再分配、つまり階層間再分配と、もうひとつは労使階級間の再分配というのがあると知らされておりました。加えてもうひとついえば、われわれの生涯のなかにおける所得の低いときと高いときとの再分配というものもあるかと思う。

さてここでの労使間の所得再分配というのをだんだんに突きつめていくと、労使の階級対立とかいって、昔ながらのマルクス経済学の用語が大変使いやすい状態になりますけれども、この労使間の経済面での公平ということは、すなわち労使階級間の所得再分配の遂行・達成を主内容とするということになるかと思う。については先生が労働者は賃上げ努力、賃上げ闘争をもっと積極的かつ果敢にというのも、本当のところ突きつめていけば労使間の所得再分配の促進を意味されるのではないか？ 私はこのように憶測しました。その憶測が正しかったかどうかということは、しかるべきときに、先生から追加してお教えいただきたい。

それから、先生のご発言で大変ショッキングに私には聞こえたところは、「30%ぐらいの年金、可処分所得で見ると60%ぐらい、このくらいだと社会経済は何とかなる」というお言葉です。30%だったならわれら被用者階層は何ともならない、いかんともなし難い、お手上げなのではないでしょうか。それこそ社会不安にもつながりかねない。年金水準というものは、そんなに闊達に、よしんば理論のうえのみでも自由自在には上げ下げ、特に下げのほうはできないものと思います。そういう点であまりに理論考察に片寄りすぎて現実性・実現性がとばしいように感じられたのですが。

そしてこれも教えていただきたいところなのですが、報酬比例部分というものがだんだん圧縮されていく、ということは基礎年金部分が年金体系内で厚くなる、そうするとだんだんと賦課式に年金数理はなっていく。そこで賦課式というのはつ

まりは公的年金をめぐる税方式だ、ということと同じくなるのだとお言葉であったと受け取りましたけれど、前々回の年金改正のときにも、厚生省からひとつのパンフレットが出まして、税方式と社会保険方式の“良し、悪し”というのがその一頁の上下に段が分かれて書かれてあった。その長所・短所、メリットとデメリットが書き分けられてあって、国としては社会保険方式を採用するとありました。どうも積立方式と賦課方式、税方式と保険方式、それぞれの概念と相互の関連で、相違点とメリット部分など、いまいち整理をしてお教えいただけたらと思います。

先生のお話だと、賦課式になると実はそれは税方式になるのだと申されたが、本当にそうだろうか？ 賦課式保険料という文言も実は保険学のなかにもありまして、協同組合保険のあるものはこれだとされています。間違いなしに保険料を賦課する保険システムは歴史上に見られます。賦課式保険料即税方式と、よしんば公的年金だとしても、そう単純に割り切れまじょうか。割り切ってよいものでしょうか？ 保険料徴収方式が賦課式に移行した段階でも、なおかつ社会保険方式というものはないものでしょうか？

先生はまた民間保険部門の利用ということを申されました。もともとたくさんの諸先生、ほとんどすべての社会保険・社会政策の学者の方々が、行政の方もこめて、最後には民間保険の利用・活用ということを述べられる。私は研究者としては、他の皆さんよりは民間保険のほうに足を入れている部分が大いとは思いますが、おおかたの皆さんのご主張のところは内容も真意も想像がつくわけですが、民間保険部門というのをあまり簡単に逃げ場に使われてはいけないのではないかという気がしているのです。なにかというと、そこに結論の一端をもっていく、最近では大きな結論部分に位置づけている。

なんといってもそれは民営・私営の民間・私的な保険のこと、まず民間の保険企業がわれわれの望むような、われわれに適するような保障商品を提供・販売してくれなくては駄目でしょう。つまり商品開発をしてくれなければ使えない。そこで

そういう商品開発さえあれば、行われれば使えると、皆さんはたぶん思いになるでしょう。しかしそれとて、それをセールスマンが売って歩かなければ実際には普及しない。だから会社としては社会の世論に促されて、福祉性の強い、福祉的な保険をつくるにはつくった。しかし会社としてはあまり経営成績向上の点でメリットがない。ではあまり扱いたくないと考えた場合、どこで販売・流通・流布のcock(チャンネル・cock)を締めて、水(もうからない保険・年金)が出ないようにするかというと、セールスマンの手数料のところをギュッと締めると、セールスマンはお金(販売手数料)にならないから、そんな自分にとって自分の身入りにならない保険・年金は売って歩かない。そうすると保険をつくったという点で社会的批判には応え、売りたいくないという内部の要請にはセールスマンの手数料をことさら悪くする、不利にすれば、それで2つの目的は同時に達成されるというわけです。そういう手もないわけではないといっているにすぎませんよ。いつでもそうだななどと思わないでください。まあ手段としては考えられもするでしょう。まず期待の保障商品がつくられていなければ、それが買える程度の値段と品質でなければ、そもそも売りに出されていなくては、買える方法で市場に出回ってはいなくてはです。

だから、あまり民間、民間と、最後の逃げ道をそこにもっていくというのは、少し社会保険学者一般がのんきすぎ、イージーすぎるのではないのでしょうか。保険のことをいうなら本格的に本物の保険学をも勉強しなくてははいけませんね。

たとえば介護年金などでもそうである。これは余談だが、私はある有名な、あまりにも有名なタレントさんと一度公的な場所で話(討論)をしたことがあります。もともとがああいう評論家・時事論説家のお方のことなのだから、そのお言葉に責任を追及するのは大人気ない、野暮な話というものだが、そのS氏「これからは老人、とりわけ寝たきり老人の介護の時代となる。しかるに介護人が不足していてどうにも足りない。ついては介護手当をうんと出して、介護をする人に報いてあげる。そうすれば人が介護部面にも集められる」

と。介護体制と介護高給が必要だと結論された。そこで私は即席に反論しました。「なるほど介護をする介護士や、寝たきり病人の看護をする看護婦さんなどに、お手当をうんと出してあげるのですね。それはそれでまことに良いことなんですがね、それじゃまずSさん、あなたとお嬢さん、ご自分の娘さんにお金をたくさんあげるから、寝たきり老人の“しもの世話”をさせるとよい、ぜひやらせて下さい」「見ず知らずのお年寄りのしもの世話や、おむつの洗濯をさせてみせては」というと、黙ってしまわれました。あんたは結局、よその娘にはそういうことをさせたいけれども、自分の娘にはさせたくないのだろう。いかにお金がたくさんいただけても。隣の娘に自分の老後の世話をさせるのならOKなのだ。つまりそこで銭金(ぜにかね)だけで人が介護を、見ず知らずのお年寄りのしもの世話まで進んでやと思うのは、もうすでに即物的、かねオンリーな日本の考えに毒されている。とてもそんな簡単なものじゃない。親のしもの世話だって、3日も見ればたいがいげんなりする。それを5年、10年と、一生の職業として、しもの世話なぞできるものではない。お金をくれたからといって、そう簡単にはやらないだろう。もしやれというのなら、まず自分の娘をそういう介護をやるお方に仕上げたらよろしい、それなら私も信じましょう、こういったことをS氏を含む数人の方々と討議した経験があるのです。福祉はお金じゃ解決しませんよね。もとよりお金は強い味方・援軍ということを私は決して軽視しているのではありませんが。

つまり介護の問題というのは、そろそろ日本人全体が国の在り方そのものの考え方を変えなくては乗りきれない問題なのではないのでしょうか。お金を付ければ介護をする人がたくさん増えて、お年寄りが安心して、食事からしもの世話までやってもらえるというのは、少しお金に片寄りすぎた日本的発想にすぎはしませんかという気がするのです。

お金なら、国がいくらかは、あるいは相当量出してくれるでしょう。そしてそれ以上、そのあとは介護保険とか現物給付保険とかの、各種の民間

・私的な保障商品が利用を待っております。いま損害保険業界の介護保険が爆発的に売られています。おそらく驚異的に予想を超えて、介護保険というのは売れている。

しかし業界の人たちがいま真剣に、深刻にこれをめぐる問題にしているのは、介護保険を買って、30年後とか、20年後に、いよいよ被保険に介護が必要なときに、介護保険金というのがまず出るわけですが、ところがその間にインフレで保障目減りをしているのではないかと。いま、1ヵ月5万円といったら、結構いい数字と思えるでしょうが、いまから介護保険に加入して、それなりの代値の保険料を今後20～30年と払い続け、そこで5万円の介護給付金が月々支給されたとしても、インフレで価値の下がった5万円のお金がどれほどの介護力を発揮しましょうか。この給付金のインフレ目減りをどうするかが最大の検討課題となっているのです。もっともたとえ目減りの5万円でも、絶対に有るは無いに勝りますがね。

それにもうひとつの重要課題は、お金を握っただけで、はたしてそれでマンパワーが円滑に調達できたり、購入できたりするかどうかの心配です。かといって保険業界が介護士・介護力という現物給付をするなどということは、なかなかいうほどたやすくはやれるものではない。さてそこで、と

いうことになる、やはり介護の問題はお金もさることながら、そろそろ日本という国の在り方を皆で考え合い、反省し合うなかから真の解決の道が発見できるのではないのでしょうか。大変僥越ですが、本日、私は勉強の過程でそのような感想をもったわけです。

諸先生のそれぞれ専門の視角と立場からの長時間の報告をお聞きして、私はとても勉強になりました。私がもっとも収穫の多かった者のひとりではないかと、大変ありがたく存じます。社会保障、そのなかの医療保障も年金制度も、ともにその規模は大きく、内容は複雑にして錯綜しており、しかも国民生活の根幹に決定的に大きく、重くかわるものでありましょう。それでいて制度自体のなかに、長年の間に芽生えてきた幾多の重大なる問題点、困難性、すなわち課題を抱えておりまして、いまほど本格的な学理と検討が求められているときはないと信じます。

このような時期に本研究をもちえ、私も参加させていただいたことを本当に光栄と思います。ただ私のつたないコメントが逆に列席者・出席者各位の研究・勉強の妨げとなってしまったのではないかと心配です。この点のご容恕を切に願ひまして、私のきょうのコメントの責務を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

討 論

司会(宮澤所長) ただいまお三方の先生から、それぞれの立場で有益で、個性的なお話を承り、またお2人のコメンターからははなはだ刺激的で、コメントのほかに報告まで付いた、活発なお話をいただきました。これについてもまたいろいろ議論があると思うけれど、いまいただいたコメントについて、それぞれの報告者の方からお答えをいただき、そののちにフロアのほうからご質

問をいただきたい。

それでは山崎さんからお願いします。

山崎 お2人の先生にはコメントをありがとうございました。

宮島先生のお話のなかで、負担率と経済はほとんど関係はないのではないかといわれたが、私もそんな感じをもっているし、年金は大した問題ではないというのも、私はまったく同感である。そ